

通商産業省

8 取 信 第 5 号
平成8年4月12日

北海道通商産業局商工部消費経済課長 殿

通商産業省産業政策局取引信用室長

冠婚葬祭互助会企業内積立制度の実施に係る指導等について

上記の件については、平成6年12月22日付け6取信第20号にて、(社)全日本冠婚葬祭互助協会、互助会保証(株)及び日本割賦保証(株)に対し検討を依頼し、平成8年2月13日付けで互助会保証(株)及び日本割賦保証(株)から並びに平成8年2月15日付けで(社)全日本冠婚葬祭互助協会から検討結果の報告があり、本年4月から「前受業務保全企業内積立制度」及び「前受業務保全預け金制度」として前受金残高の10%を内部保留として積み立てることを業界内で実施することとなった。

この制度発足に伴い、同制度の速やかな実施を支援し、同制度が割賦販売法の目的に沿い消費者保護及び業界の発展に資するよう互助会許可事業者が確実に実施していることを監視指導する必要がある。

については、同制度の主旨を許可事業者に対し周知徹底するとともに今後実施する立入検査及び報告徴収等の際には同制度の実施推進のための指導監督を遺漏なきよう実施されたい。

また、今回の報告で要望のあった流動比率の見直しについては、法令の改正は行わないこととするが、冠婚葬祭互助会事業に係る前受金が固定負債に近い実態を一部含んでいることから、当分の間、次により指導を行うこととする。

割賦販売法(以下「法」という。)第43条第1項又は法第44条第1項に基づく報告徴収又は立入検査の指摘事項として「流動比率の改善」を指導する場合は、流動比率の計算の中で貸借対照表に計上されている前受金(割賦販売法の基づく予約前受金に限る。)をその計上額の2分の1の額として計算し、法第35条の3の3において準用する法第20条の2(法施行規則第14条の3第2項)に定める比率(80%)を超える場合は、指摘事項としないこととする。

なお、本件については法施行令第15条第2項に基づき、都道府県が実施する法第43条第1項又は法第44条第1項により行う報告徴収又は立入検査の際にも同様の指導監督を行うよう貴局から連絡指導されたい。